

2021年9月30日

ボーイスカウト練馬地区で
活動に携わる指導者のみなさまへ

ボーイスカウト練馬地区
地区委員長 中田 昇
SfH・安全委員長 佐藤 直樹
地区コミッショナー 山田 想

緊急事態宣言の解除を受けて

三指

日頃より、スカウト活動の充実にお力添えをいただき、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための各団、各位におけるお取り組みに、あらためて御礼を申し上げます。

皆さま既にご承知の通り、新型コロナウイルス対策として、政府が東京都に対して発出した4度目の緊急事態宣言が、9月末で解除となります。宣言期間中には、自粛要請に応じてネットを活用した活動を行うなど、多大なるご協力を頂きましたことに、心より感謝申し上げます。

しかしながら、東京都においては緩和を段階的に行うなど、まだまだ気を抜けない状況が続くと思われます。活動の再開にあたっては、行政の要請や指示に従うとともに、スカウト・指導者の体調管理や感染拡大防止策（マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンス、換気などなど）の継続的な徹底をお願いいたします。（6/25付のメッセージをご参考になさってください）

夏休み中のスポーツクラブ等の合宿で、大人数のクラスターが発生したという事例が起きているようです。我々の活動からこのような事態を生んでしまうことは、何としても避けなければなりません。感染者数は減ってきているものの、その中で小学生が占める割合は増えており、我々の活動では引き続きの配慮が重要です。

万が一、活動を介した感染者が出てしまった場合には、以下のようなことが考えられます：

- 保健所による調査（積極的疫学調査）が実施される場合がある。その場合、集会への参加人数、参加者間の距離、個々の参加者のマスク着用の有無、個々の参加者の位置、活動の内容、などを時系列で報告しなければならない。非常に詳細な活動記録（場合によっては写真も）が必要となる。
- 上記の調査に基づき保健所によって濃厚接触者が特定された場合、その告知を保健所はしてくれない。我々が行う必要がある。それに対し、保護者から「なぜ感染した？」「誰が感染源か？」のように問い合わせが来る可能性もある。偏見、差別、いじめなどを防止するため個人名を出さない、活動の内容は詳細に丁寧に伝える、などの配慮が不可欠となる。

「こういう情勢なのだから、感染しても仕方がない」という考え方は、通用しません。繰り返しになりますが、行政の要請や指示に従って活動内容をお考え下さい。また、活動再開に向け、感染拡大予防対策ならびに感染発生時の対応を各団にてしっかりと準備しておかれませう、お願いいたします。

弥栄

2021年6月25日

ご参考

ボーイスカウト練馬地区で
活動に携わる指導者のみなさまへ

ボーイスカウト練馬地区

地区委員長

中田 昇

SfH・安全委員長

佐藤 直樹

地区コミッショナー

星名 英樹

練馬地区ガイドライン「2021.6.19 東京連盟発出の文書を受けて」

三指

日頃より、スカウト活動の充実にお力添えをいただき、ありがとうございます。

また新型コロナウイルス感染拡大防止のための各団、各位におけるお取り組みに、あらためて御礼を申し上げます。

東京連盟から、別紙「『緊急事態宣言』解除後のスカウト活動、事業の再開について」が6月19日に発出されました。その内容の柱は

1. 東京都及び居住もしくは団が所在する市区町村の感染及び感染拡大予防の対応に従うこと
2. これまで取り組んできた感染防止及び感染拡大予防対策（新しい生活様式に基づく活動）を継続、徹底すること
3. スカウト、スカウトの家族、指導者及びスカウト関係者の健康、安全を最優先すること
4. 活動実施の可否については団委員長が責任をもって判断し、保護者への十分な説明と理解、協力を得ること

となっています。

この内容を踏まえ、練馬地区コミッショナーグループは今後の活動につきまして、以下のとおり、ガイドラインを定めます。

団内すべての指導者のみならず、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

弥栄

◆6/25（金）以降の練馬地区における活動のガイドライン

1. 緊急事態宣言解除後の「まん延防止等重点措置」が明けた場合でも、同措置が適用されている時と同様の活動を行なうものとする。ただし、都県境をまたぐ活動に関しては、目的地の自治体が受け入れ可能な状態にある場合には、その移動を妨げるものではない。
2. カブスカウトの舎営においては、ボーイ隊以上のスカウトが野営で求められている「ソロテントでの泊」に準ずる策を講じること。宿舍の受け入れ体制によるところも大きいため、その手段を定めることはしないが、条件を満たすための取り組みを計画すること。
3. すべての隊の泊を伴う活動は、上記対策を計画段階で施した上で、団委員会の承認を得て、団委員長が地区コミッショナーに野外活動計画書（実施計画書）、県外旅行紹介状（控え）を提出する。＊各隊隊長からの提出は、受け取りません。
4. ビーバースカウト隊の「泊を伴う活動」は、理由のいかに関わらず、認めない。

以上